

令和元年 第1回北空知広域水道企業団議会臨時会会議録

令和元年7月29日企業団議会は北空知広域水道企業団大会議室に召集された。

(開会10時59分)

1. 出席議員 9名	1 番	北 村	薫
	2 番	大 前	昭 代
	3 番	山 本	時 雄
	4 番	佐々木	一 夫
	5 番	小 峯	聡
	6 番	鶉 野	範 之
	7 番	寺 迫	公 裕
	8 番	藤 井	雅 仁
	9 番	向 井	敏 則

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は次のとおり

企 業 長	深 川 市 長	山 下 貴 史
副 企 業 長	沼 田 町 長	横 山 茂
〃	秩 父 別 町 長	澁 谷 信 人
〃	北 竜 町 長	佐 野 豊
〃	妹 背 牛 町 長	田 中 一 典
監 査 委 員		金 山 泰 明
〃		山 田 武 三
事 務 局 長		伊 賀 俊 哉
事 務 局 次 長		古 川 和 英

4. 職務のため、会議に出席した議会事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	(兼)	古 川 和 英
書 記		田 中 秀 和

○議会事務局長(古川和英議会事務局長) 構成市町議会の改選がありまして、正、副議長が不在となっております。よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が議長の職務を行うこととなります。

本日、出席議員の中、佐々木一夫議員が年長議員でありますので、ご紹介申しあげます。佐々木議員、どうぞ議長席の方にお着きくださいますようお願いいたします。

(佐々木議員 議長席に着く)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) ただ今、紹介に預かりました深川市議会の佐々木でございます。今ほどご紹介ありましたように年長の故をもちまして新議長が決まるまでの間、臨時議長を努めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくご協力のほどお願いいたします。

お諮りします。

改選後、初めての議会でありますので、この際、議員、理事者等の自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) それでは、自己紹介をやっていただきたいと思います。北村議員からお願いいたします。

(各議員の自己紹介)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 次に、企業長、副企業長、監査委員、職員の順でお願いいたします。

(それぞれ自己紹介)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) それぞれ自己紹介が終わりましたので、以上をもちまして、自己紹介を終わります。

○企業長(山下貴史企業長) 議長。

(企業長 発言を求める)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) はい。企業長。

○企業長(山下貴史企業長) 改めまして、お許しを頂戴して企業長として一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

当北空知広域水道企業団は、昭和53年に設立されまして、北空知1市4町に対しまして水道用水を供給するという大事な事業を行っている一部事務組合でございます。

この企業団の規約によりまして、深川市長であります私が企業長を努めさせていただき、各町長さん方は副企業長になっていただきまして、それぞれ結束をして、企業団の運営にあたらせていただいているところでございます。

また、当議会は、当企業団の業務運営、すなわち予算、条例の制定等について様々ご審議いただき、議決をいただき、そのことを通じて、当企業団を指導していただくという大事な立場を担っていらっしゃるところでございます。

このたび、構成市町議会の改選がございまして、新たに当選された議員の方々には改めて心からお祝いを申し上げる次第でございます。

昨年9月、ご承知のように胆振東部地震がございました、その直後、全道的な大規模停電、いわゆるブラックアウトという現象が生じ、これは、これまでに経験したことのない大きな災害ということになりました。そして道内の住民生活に大きな影響を及ぼした、そのことは今も記憶に新しいところでございます。その際、被災地では、本当に広範な、多大な被害が生じ、水道をはじめとしたライフラインの一刻も早い復旧というものが強く求められたところであります。当企業団におきましても、北空知の住民の生活、あるいは地域の経済活動を進める上で本当に欠かすことのできないライフラインであります、この水の供給という極めて重要な役割を担っている、そのことを肝に銘じまして今後とも業務にあたってまいりたいと考えております。

そのため、今後も役職員一丸となりまして、より一層、安心・安全、そして安定した水を供給できるように心がけてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には、どうぞよろしくご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、臨時議会の冒頭にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[開 会 宣 言]

- 臨時議長(佐々木一夫臨時議長) これより、本日をもって招集されました、令和元年第1回北空知広域水道企業団議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。

[仮 議 席 の 指 定]

- 臨時議長(佐々木一夫臨時議長) この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただ今ご着席の議席と指定いたします。

[議 長 選 挙]

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 日程第1 これより、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、投票、指名推選のいずれかの方法といたしましょうか。

○北村薫議員 議長。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 北村議員。

○北村薫議員 指名推選でお願いいたしたいと思います。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) ただ今、北村議員より、指名推選でという動議がありました。これに、ご異議ございません。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) それでは、指名推選お願いいたします。

○北村薫議員 議長。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 北村議員。

○北村薫議員 議長に、小峯聡議員を指名推選いたします。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) お諮りします。

ただ今、北村議員から指名推選された、小峯聡議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推選されました小峯聡議員が議長に当選いたしました。

ただ今、議長に当選いたしました小峯聡議員が議場におられますので会議規則第31条第2項の規定により告知します。

○小峯聡議員（ 当選人 小峯議長 発言を求める ）

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) 小峯議員。

○小峯聡議員 発言を許されましたので、一言就任のご挨拶を申し上げます。
ただ今、議員各位のご推挙によりまして、北空知広域水道企業団議会議長という重責に就くことになりました。誠に光栄の至りと存じますとともに身の引き締まる思いであります。誠意を尽くし事に当り、公正を旨として、議会の円満なる運営を図り、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、議員並びに職員皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長(佐々木一夫臨時議長) これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

小峯議長、議長席に着席願います。

(臨時議長 退席)

(議長 着席)

○議長(小峯聡議長) 続いて、本会議を進めさせていただきます。

日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と、その議席の番号につきましては、現在、着席いただいておりますそれぞれの議席と決定し、番号は北村薫議員より順次、1番、2番というように決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

○議長(小峯聡議長) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 北村薫議員、9番 向井敏則議員を指名いたします。

○議長(小峯聡議長) 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小峯聡議長) 日程第 5 これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

○北村薫議員 議長。

○議長(小峯聡議長) はい。北村議員。

○北村薫議員 指名推選でお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) ただ今、北村薫議員より、指名推選という動議がありました。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

○議長(小峯聡議長) お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、副議長に、寺迫公裕議員を指名推選いたします。

○議長(小峯聡議長) お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました、寺迫公裕議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名推選いたしました寺迫公裕議員が副議長に当選いたしました。

ただ今、副議長に当選されました寺迫議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○寺迫公裕議員 (当選人 寺迫副議長 発言を求める)

○議長(小峯聡議長) はい。寺迫議員。

○寺迫公裕議員 副議長就任にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。ただ今、議員各位の皆様のご推挙によりまして、副議長の重責を担うこととなりました。4年間ではありますが、今後とも企業団のためにですね、議員の皆様と共に誠意を尽くして議会の運営に努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 日程第6 諸般報告ですが、議長の諸般報告は別紙文書にてお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

○議長(小峯聡議長) 日程第7 議案第4号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての専決処分の承認について」、ないし議案第6号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分の承認について」は関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○企業長(山下貴史企業長) (山下企業長 発言を求める)

○議長(小峯聡議長) はい。企業長。

○企業長(山下貴史企業長) ただいま議題となりました議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての専決処分の承認について、及び議案第5号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の承認について、並びに議案第6号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分の承認について、これら3件について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本専決処分は、当企業団が加入いたしております「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」並びに「北海道市町村職員退職手当組合」におきまして、各組合に加入していた構成団体の一部で解散があったことから、当規約の一部変更について地方自治法第286条第1項の規定により、関係団体に協議が求められたというものでございます。

内容につきましては、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」において、平成30年3月31日を以って「十勝環境複合事務組合」が、また、平成31年3月31日を以って「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」がそれぞれ解散になったこと、「北海道市町村総合事務組合」及び「北海道市町村職員退職手当組合」において、平成31年3月31日を以って「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」がそれぞれ解散になったことに伴い、この協議については関係団体の議会の議決を経なければならないとされていますことから、当企業団においても、本来、議会を招集し議決を要すものではございますが、令和元年6月末までの議決を要請されておりまして、議会の開催には間に合わない、そのように判断いたしましたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月30日付で企業長専決処分をし、本議会にただいま報告をするものであります。

何とぞ、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 討論なしと認め、ただちに本件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号、ないし議案第6号は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

○議長(小峯聡議長) 日程第8 議案第7号「水道用水供給条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○企業長(山下貴史企業長) 議長。
(企業長 発言を求める)

○議長(小峯聡議長) はい。企業長。

○企業長(山下貴史企業長)

ただいま議題となりました議案第7号 水道用水供給条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本年10月1日から、消費税率が地方消費税と合わせ現行の8パーセントから10パーセントへ引き上げられる、そういう予定であるわけですが、このことに伴いまして、当企業団の水道用水供給料金についても対応が必要となるところでありますが、本議案は、この改正に合わせて、水道用水供給条例の条文にこれまでは税率を記載するという、そういうやり方をとってまいりまして、税率を明示するというふうにしていただいておりますが、今後におきましては、法律から直接引用する形式に改めることで、必要な対応を図りたいと、そういう内容の条例改正でございます。改正の内容としましては、供給料金の算定において、これまで基本料金及び使用料金の合計金額に「100分の108を乗じて得た額」としておりましたものを、「消費税法に規定する消費税、及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額」というふうに変更することとしまして、令和元年10月1日からこれを施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
(「討論なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 討論なしと認め、ただちに本件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小峯聡議長) これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第1回北空知広域水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

(閉議 1 1 時 2 1 分)